3 計画を作り直すことについて

長

これから、長野県の社会全体で、こどもが幸せに育っていくために、どのようなことをしていけばよいか、いっしょに話し合いながら考えていきたいと思います

A

どんなことを話し合うのですか?

長

まずは、なぜこの話し合いを始めることになったのかについて、話をして いきたいと思います

途中でも、質問があれば、質問してください

A

わかりました



長野県では、令和2年に、県内で暮らすこどもを社会全体で育て、こども にとって最も良いこと行われる(こどもの最善の利益の実現)ために取り 組んでいくことを決めた計画(「長野県社会的養育推進計画」)を作りまし た



皆さんは、「長野県社会的養育推進計画」を知っていますか?

В

知りません

0

聞いたことはあるけど、どんな内容かはよくわかりません

3-1 現在の計画が作られたいきさつ

長野県では、令和2年6月に「長野県社会的養育推進計画」を作りました(策定しました)。

この計画は、何らかの理由で施設や里親の家で生活しなければならないこども(社会的養護が必要なこども)が、できるだけ家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てられることを目指して、平成27年3月に作った(策定した)計画(「長野県家庭的養護推進計画」)を全面的に見直し、新しく作った計画です。

令和2年に計画を見直した(新しい計画を作った)理由は大きく3つ挙げられます。

一つ目は、平成 28 年に児童福祉法が大きく改正されたことです。

平成 28 年の児童福祉法の改正により、

- こどもには、こどもの福祉を保障される権利がある(こどもが権利の主体である)
- こどもはできるだけ家庭で育てられるようにする。それができない場合もできるだけ家庭と同じ環境で生活ができるようにする(家庭養育優先原則)

ことなどが定められるとともに、国、都道府県、市町村の役割や責務、虐待発生の予防・虐待が発生したとき対応の強化を中心とした市町村・児童相談所の体制強化などが定められました。

二つ目の理由は、国(厚生労働省)が設置した検討会(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」)が、平成 28 年に改正された児童福祉法の理念を具体化するため、平成29年に「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめたことです。そこでは、

- 市区町村のこども家庭支援体制の構築
- 児童相談所の機能強化と一時保護改革
- 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革
- 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進
- 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
- こどもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革
- 自立支援(リービング・ケア、アフター・ケア)

などの実施の在り方や工程等などが示されました。

三つ目の理由は、これまで説明した平成 28 年の児童福祉法改正や「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて、国(当時の厚生労働省)が平成 30 年に通知を出し、これまでの計画を全面的に見直すよう求めたことです。

これらは外的な理由ではありますが、こうした国での動きを踏まえ、長野県でも新しい計画が必要であると考え、県内の実情も把握しながら、長野県において社会的養育をどのように推進していくのかを考えながら、10年間(令和2~11年度)に取り組んでいくことを定めた計画を作り(策定し)ました。

長

そうかもしれませんね

本当は、こどもの皆さんのことにかかわる計画なので、おとなだけでな く、こどもの皆さんに知ってほしいと思っているのですが・・・



「当事者である子どもの権利が守られる」などの、5つの大きな項目(基本目標)を立てて、10年間で取り組んでいる計画ですね



さすがに、よくご存じですね



5つの大きな項目(基本目標)のもとで、長野県、市町村、施設、里親などが具体的に取り組んでいくことや、里親等への委託率などの目標値が決められた計画です



そのとおりです



それで、その計画(長野県社会的養育推進計画)が、どうしたのですか?



令和2年に計画を作って、いろいろな人たちと、いろいろな取り組みをしてきましたが、その後、法律(児童福祉法)がまた大きく変わったことや、今の計画による取り組みでは十分ではないことや、このままでは目標の達成が難しそうなことなどが出てきました



里親等への委託率もなかなか上がってきていませんね

用語解説 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

- ・次代の社会の担い手となるこども(児童)の健全な育成、福祉の積極的な増進を基本精神とすることも(児童)についての根本的総合的法律です
- ・これまでも時代の変化等に合わせた改正が行われており、近年では令和4年に大きな改正が行われています

(参考)現在の計画の5つの大きな目標(基本目標)

- ① 当事者である子どもの権利が守られる
- ② 地域や家庭で安心して暮らせる体制を作る
- ③ 家庭と同様の環境において養育される
- ④ 子どもの自立が促進される
- ⑤ 子どもの養育を地域で支える人材を育成する

用語解説 里親

- ・さまざまな理由で親などの家族と家庭で暮らせないこどもを、自分の家庭に一時的に又は長期に 迎え入れ、育てる人のことです
- ・現在の法律(児童福祉法)では、里親には4つの種類(養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親)があり、それぞれ、都道府県の審査によって里親になることが適当であるとされた人が里親になることができます
- ・なお、里親と一緒に暮らすことになっても、こどもとその親などの家族との<u>親子関係などは変わり</u> ません(里親とこどもが法的に親子や家族になるものではありません)
- ・里親への委託率など、里親などについて詳しくは「15 家族とはなれて生活しなければいけない こどもが、家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活できるために取り組むこと」 で説明します

長

そうしたことなどから、長野県では 10 年間の半分が過ぎる今年度(令和6年度)、今の計画を見直して、今後の5年間に向けた新しい計画を作って取り組んでいくことにしました。

P

それで、この話し合いを始めることにしたということですか?

長

そのとおりです

そのために、皆さんにこのミーティングルームに集まってもらいました

施

でも、新しい計画について話し合うには、まず、

- 今の計画がどうなっているのか
- 取り組んできた結果はどうだったのか(どうなりそうなのか)

を見ていく必要がありますね

長

そうですね

ただ、今の計画による取組の状況については、この後の話し合いで詳し くお話していきたいと思います

里

そのうえで、これから取り組んでいくことを、改めて考えていくということですね

₽ F

もちろん、私も考えていきますが、皆さんもそれぞれの立場で考えていた だいて、意見を出していってもらえればと思います

学

わかりました

こどもや若い皆さんと一緒に考え、おとなが考えたこどものための計画ではなく、こどもとともにある計画になると良いですね

3-2 現在の計画の見直し(後期計画作り(策定))について

令和2年6月に現在の計画を 10 年計画(令和2~11 年度までの計画)として作り(策定し)ましたが、そのとき、計画期間を前期(令和2~6年度)と後期(令和7~11 年度)に分けました。

そして、現在の計画を作ったとき、前期(令和2~6年度)計画の最終年度である令和6年度に、計画を作った(策定した)ときに定めた目標等がどこまで進んでいるか等について全面的にチェック(総合的な検証・評価)し、必要であれば、目標を含む計画の内容の見直しを行うこととしていました。

その後、現在の計画に基づく取組を進めてきましたが、様々な課題も見えてきました。 主な課題をいくつか挙げると

- 家族と離れて生活しなければならないこども(代替養育が必要なこども)について、里親等への 委託を進めてきたが、里親等への委託がなかなか進まない
- 児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数が多くなっているが、施設や里親などの家に預けるのではなく、むしろ、こどもが家庭で生活し続けられるよう、こどもや家族をサポートしていくことが必要なケースも増えてきている
- 市町村が行うこどもや家庭へのサポートが量として不十分
- 調査等により、施設や里親家庭を出た若者(ケアリーバー)の厳しい生活実態が明らかとなったといったものです。

こうした課題は全国的にも見られたことから、国では令和4年に児童福祉法を改正し、こどもや家庭に対するサポートを強化することや、施設や里親の家で生活したことのある人等の自立を支援するための新しい事業を法律の中に位置づけることなどの制度改正を行いました。

また、令和4年の児童福祉法の改正に先立ち(令和3年)、国(厚生労働省)が設置した専門委員会(令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門員会)がとりまとめた報告書のなかで、

- この計画は、こどもや家庭をサポートするための資源を整備するための計画にすること
- 計画・実行・評価・対策(改善)のプロセスを循環させること(PDCA サイクルの運用) などといった指摘もなされました。

国(こども家庭庁)では、こうした児童福祉法の改正や国の専門委員会での報告などを踏まえ、各都道府県・指定都市・児童相談所を設置している市に対して、現在の計画を見直し、新しい計画を作るよう通知を出しました。

長野県では、こうした国での動きも踏まえつつ、令和2年に現在の計画を作って(策定して)から取り組んできたことも振り返りながら、今後5年間で取り組んでいくことについて改めて考え、計画を見直す(後期計画を作る)ことにしました。



私も、こどもの権利が守られるために一緒に考えていきたいと思います



私も、自分の経験をふり返りながら、一緒に考えていきたいと思います



皆さん、ありがとうございます



これから、とても長い話し合いになると思いますが、よろしくお願いします



今日は、最初ですので、ここまでにしたいと思います

3-3 この計画の期間について(いつからいつまでの計画か?)

前に説明したとおり、今の計画は令和2年度から令和 11 年度までの 10 年間の計画として作り、計画期間を前期(令和2~6年度)と後期(令和7~11 年度)に分けました。

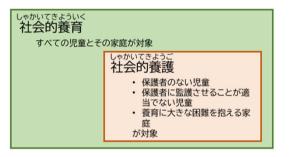
そして、これから考える新しい計画は後期(令和7~11 年度)期間の計画となりますので、計画期間は 令和7年度から 11 年度までの5年間となります。

用語解説 社会的養育と社会的養護

・「社会的養育」と「社会的養護」、似ている言葉ですが、対象となる範囲が異なります。

社会的養育の対象:すべての児童とその家庭

社会的養護の対象:保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童や養育に大き な困難を抱える家庭



平成 28 年の児童福祉法の改正以降、国の検討会等においても「社会的養育」という言葉が使われるようになってきました。

ところで、この計画は「長野県社会的養育推進計画」です。

この計画で決められている取組の内容は「社会的養護」に関するものも多いのですが、支援の対象は社会的養護の対象だけでなく、すべての児童とその家庭であると考えていることから、「長野県社会的養育推進計画」としています。

「社会的養育」の時代においては、「家庭で親や家族と一緒に暮らすこども」をはじめとしたすべて のこどものための計画を考え、サポートする仕組みを作ること、そして、実際にサポートしていくこと が求められています。